

住民登録
2月1日現在

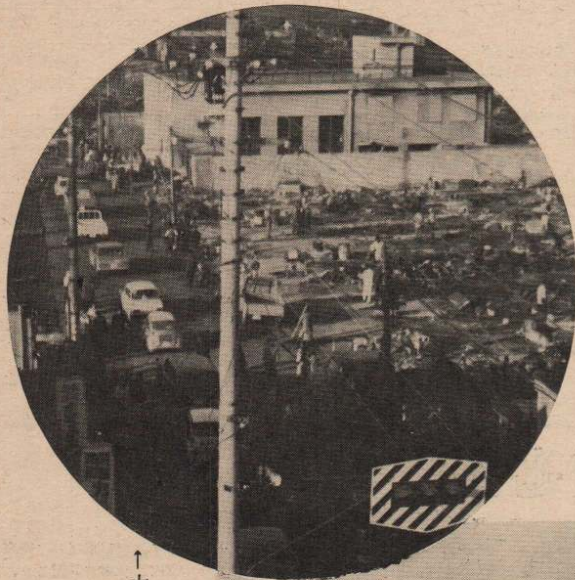
前月比
人口 78,058 (+31)
{男 37,511}
{女 40,547}
世帯数 20,013 (+8)

報 廣 お 大 だ て

No. 176

◆編集と発行一大館市役所
◆発行年月日一昭和47年3月1日
◆発行日一毎月1日
定価1部5円

昭43年3月1日第3種郵便物認可



↑大火よく日の二丁目通りと
(写真)
↓みごと復興した中央通り



よみがえった 御成町2丁目

☆☆☆☆ 中央通りにアーケードも完成 ☆☆☆☆

2丁目大火、あれから早や4年目
全国各地から寄せられた暖かい援助と励ましとで、2丁目は、あの廃墟からみごとに立ちあがった。
火災後、直ちに着手した復興事業は、市の重点事業の一つとして進められ、罹災者の全面的な協力のもとに、その90%の完成をみいまでは、整然とした区画の中で、市営アパートや中央通りのビルがひとときわ目を引いて

いる。
2月10日、この中央通りに立派なアーケードが完成、石川市長の手によって点灯式が行なわれ、復興までの苦難の道を歩みつけてきた関係者の喜びも、ひとしお大きかったようです。
屋はカラフルな建物、そして、夜は明るいまちによみがえった2丁目は、やく進する大館のシンボルともいえるよう……。

街灯が 消えたら……

市内の街灯が何らかの故障で消えていても管理している方で知らないことがよくあります。気のついた人は、どなたでもかまいません電話で市役所建設課、又は、行政協力員にお知らせください。
この場合、電柱の番号(電柱には記号番号がついています。)を云ってくだされば修理に出かけるとき大変たすかります。
修理費は、街灯の管理が、市役所、又は、町内のものどによって夫々が負担することになります。

子どもの集団かぜにご注意

集団かぜの発生が新聞、テレビで報道されています。ふだんから、からだに抵抗力をつけて病気に負けないようにしましょう。――

<ふだんの心がけ>

- ◆一般に厚着の傾向があり、ひふの鍛練が不十分のようです。過保護はかえってからだを弱くします。
- ◆子どもは、とくに日光浴、外気浴が大切です。つとめて外で遊ばせるようにしましょう。また天気の良い日は、ふとんを日光に当てましょう。

保健婦の窓

- ◆規則正しい生活をさせ、とくに睡眠は十分に、栄養はバランスをよくし、すき嫌いな食べさせましょう
- ◆集団かぜは伝染病です。外ではあまりうつりませんが、人ごみの室内や空気のよごれているところでうつります。
部屋はときどき換気をして「ばいきん」を追いだしましょう。
- ◆身のまわりをきれいにし、手洗い、うがいを励行しましょう。
かぜになったら、安静にし、ふだん弱い人は早やめに治療をうけてください。

議会の活動

(47.1.1~47.2.14)

◎昭和45年度決算特別委員会

昨年の12月議会定例会で設置、選任された昭和45年度の決算特別委員会は、次の日程で開会され、付託された昭和45年度の一般会計決算をはじめ14特別会計決算は、いずれも認定すべきものと決定しました。

- 1月18日 正、副委員長の互選と委員会の日程
- 1月19日 決算・5件の上程、説明、監査報告、大綱質疑
- 1月20日 書類審査
- 1月21日 一般会計特別審査
- 1月22日 特別会計別審査
- 1月24日 総括質問、意見調整、確認決定

◎教育産業常任委員会

- 1月11日 付託された請願、陳情について審査した結果、次の2件は採択と決定しました。
 - 1) 請願第20号学校給食における米飯給食の実施について(大館農協)
 - 2) 陳情第46号花岡沢林道日影沢支線改良工事に伴う林道用地の取得等について(白沢宮林署)
- 1月17日 総合公営卸売市場のせり売り状況視察
- 1月26日 付託された請願、陳情について審査した結果、次の4件は採択と決定したほか、農業、林業等の現況と将来について協議しました。

- (1) 請願第21号公民館の建設について(白沢部落)
- (2) 陳情第43号長根山ジャンプ整備調査費計上について(大館スキークラブ)
- (3) 陳情第44号中央公民館全面改築について(大館芸文連)
- (4) 陳情第45号市町村芸術文化団体の育成に伴う補助金増額について(秋田県芸文協、大館市芸文連)

- 2月2日 付託された請願、陳情は継続審査とし、東北新幹線誘致に關して、当局の報告を受けて協議しました。

- 2月9日 酪農関係について協議したほか、釈迦内小学校、白沢公民館、日影沢林道、東中学校、桂城小学校等を現地調査しました。

◎厚生常任委員会

- 1月12日 付託された陳情は継続審査とし、福祉関係、消防関係について、当局の報告を受けました。
- 2月8日 付託された陳情は、再度継続審査としました。

◎議会運営委員会

- 1月14日 議会費予算(47年度当初、46年度補正)の見積りについて、協議しました。

◎建設水道常任委員会

- 1月28日 川口簡易水道事業の現況および御成町火災復興事業等建設土木事業の現況について、報告を受けたほか、墓地公園その他の現地調査をしました。
- 2月7日 付託された請願、陳情について審査した結果、次の8件を採択したほか、建設課および水道課所管事項について報告を受けました。
 - 1) 請願第15号道路整備と排水処理について(御坂)
 - 2) 陳情第24号道路の拡幅について(大森部落)
 - 3) 陳情第34号消防道路と側溝整備について(田代町)
 - 4) 陳情第35号国鉄大館駅構内「松木路切」の立体交差化実現について。
 - 5) 陳情第37号排水溝設置と道路整備について(御成町三丁目)
 - 6) 陳情第39号市道414号線一部舗装新設工事について(末広町)

国民年金は満20才になると(厚生年金、各種共済組合、軍人恩給等および、その配偶者をのぞく)すべて強制的に加入しなければならないよう義務づけられています。

この制度も充足してから満10年を経過し、昨年から一部支給が開始されていますが、その反面、強制加入をしなければならないが、加入していない方、また、厚生年金等の資格を失っても国民年金に加入の手続きをとらないでそのままにしている方など、相当数いるのではないかと思います。

これらの方は、6月30日まで加入の手続きをし、保険料の納付をしないと、将来いかなる年金制度からも除外されることになります。

国民年金は年令により納付期限が定められています。明治44年4月2日から昭和9年4月1日までに生まれた方で、加入していない方は、6月30日までに必ず加入の届出をして保険料を納付しないと年金権(年金を受ける権利)がなくなります。年金をうけるために必要な保険料の納付期間は、つぎのとおりです。

納付しない年金受給権が失権

生年月日	被保険者期間	保険料満期
明治44年4月2日から 大正5年4月1日まで	10~14年	10年
大正5年4月2日から 大正10年4月1日まで	15~19年	10~15年
大正10年4月2日から 大正15年4月1日まで	20~24年	16~20年
大正15年4月2日から 昭和5年4月1日まで	25~28年	21~24年
昭和5年4月2日から 昭和9年4月1日まで	29~32年	25年

※未加入の方が加入し、年金権を満たすためには、昭和36年度分から昭和44年度までの期間を年令に応じてさかのぼって納付することになります。保険料は、月450円となります。

保険料は、満2年を過ぎると納付することができないことになっていますが、未加入者の解消をはかるために法の改正がおこなわれ、納付特例により47年6月30日までは2年を過ぎた保険料を納付してもよいことを認めています。

該当される方は、至急、厚生課年金係まで届け出るようにしてください。

交通災害共済

46年度中に、交通災害共済に加入していた方々の共済期限は、3月31日で切れます。そのため、市では先月早々、交通災害共済のチラシを各家庭に配布したほか約350カ所の事業所や各学校に団体加入をお願いするなどして、全市民の加入を呼びかけるとともに、2月1日から加入申し込みの受付を開始しました。

この交通災害共済は、県内の6市64カ町村で設立しているもので、加入している方が不幸にして交通災害を受けた場合、皆んなの掛金の中から共済金を支払するという、県民一体となった相互扶助制度です。

46年度に、大館市でこの共済に加入した方々は15,296人(2月15日現在)で、住民登録人口の約20%の加入にとどまっており、あまり加入率がよくないようです。

それに、昨年交通災害で死亡した方が、大館市内だけで10人もおり、このうち交通災害共済に加入していた方は、わずか2人にすぎませんでした。こうした事例から、市の公害課では、万一の交通災害に備えて、職場ぐるみ、家族ぐるみで加入するよう市民の皆さんに呼びかけています。

加入申込受付中

- (7) 陳情第40号道路拡幅と補修について(龍谷)
- (8) 陳情第41号大滝温泉の環境整備について(のうち、建設、水道関係部分)

◎公害対策特別委員会

- 2月3日 公害に関する現況報告を受けたほか、付託された陳情にかかわる花岡地区桜町の現地調査(現地住民との意見交換含む)
- 2月14日 付託された陳情にかかわる花岡地区桜町の公害対策について、同和鉱業花岡鉱業所関係者と意見交換をしました。

◎総務財政常任委員会

- 2月9日 市庁舎の一部増改築について、当局の説明を受けたほか、付託された請願、陳情は継続審査としました。

◎議会各派代表者会議

- 2月2日 大館市振興基本構想策定協議会委員の議会選出委員について協議したほか、東北新幹線誘致について協議しました。
- 2月8日 基本構想策定協議会委員の委嘱予定者について報告を受けたほか、東北新幹線誘致について協議しました。
- 2月12日 懸案の東北新幹線誘致について協議しました。

あてはまる交通事故

日本国内で、自動車、オートバイ、自転車などに乗車中または歩行中にこのような車により事故が起こり、死んだり、けがをしたとき。

ただし、歩行者(自転車等を押して歩いている場合を含む)、自動車等に関係のない自己過失による事故、牛馬車、リヤカー、そりによる事故は、災害共済金支給の対象になりません。

加入できる人は

県内の市町村に住んでいる方で、住民基本台帳に記録されている方、または、外国人登録をしている方なら、どなたでも加入できます。

掛金.....1人300円

(年度途中に加入しても300円)

大館市の特別

- ◎ 小学校の新入生には、掛金の全額を市で負担して加入させます。
- ◎ その他の小・中学生には、掛金300円のうちの50円を市で負担します。

共済の期間.....

4月1日~よく年の3月31日までの1年間。

加入申込みの受付

申し込み書に掛金をそろえて下記へ申し込んでください。

- ◎ 公害課(別館1階)
- ◎ 花矢支所及び各出張所

災害共済金

- ◎ 死亡.....50万円
- ◎ 自賠法施行令別表の等級区分の第1級各号の障害.....20万円
- ◎ 6カ月以上の治療を要する傷害とし、勤務に服するまでの期間とする。ただし1週間に1日の実治療日数を要する。.....10万円
- ◎ 5カ月以上 "5万円
- ◎ 4カ月以上 "4万円
- ◎ 3カ月以上 "3万円
- ◎ 2カ月以上 "2万円
- ◎ 1カ月以上 "1万円
- ◎ 1週間以上の治療を要する傷害.....5千円

に誘致しよう

市民税の申告

3月15日まで

46年・消防白書

火災原因ではタバコがトップ

消防本部では、46年中の火災発生状況と救急出動件数をまとめました。

これによると、火災発生件数が昨年より15件の減損害額にして1,492万6,000円の減少となっていますが、救急車の出動件数は350件で、昨年比べて19件の増加となっています。

以下は、46年中の消防災害白書のあらましです。

火災の状況

まず、火災の月別発生件数をみると、5月が圧倒的に多く12件で、タバコによる出火がそのうちの8件を占めています。

月別の発生件数

1月	6件	7月	0
2月	3	8月	3
3月	3	9月	3
4月	6	10月	2
5月	12	11月	3
6月	1	12月	4

となり火災による損害額は、9,744万2,000円にのぼっています。

火災原因について調べてみると、おおざっぱに分けて石油関係10件、たき火の不始末によるものが多く、また、石油ストーブの取り扱いにも十分の注意が必要です。

原因別の順位

- ①タバコの不始末 11件
- ②石油ストーブ 7件
- ③たき火の不始末 5件
- ④子どもの火遊び 5件
- ⑤電気配線不良 4件
- ⑥放火 3件

中卒者の進路

就職希望者はわずか7.7%

中卒者の92%が進学

今年も卒業時期を迎えた。

今年、市立中学校を卒業する生徒は、10校合せて、1,319人いる。(男674人・女645人)

この卒業生の進路を調べてみると、卒業生のうち、なんと92.3%が高校や各種学校に進学を希望し、就職希望者は、わずか7.7%(101人)にとどまっている。

ちなみに、昭和42年中卒者の進路を調べてみると、進学が75%、就職希望者は25%でありました。これを今年の卒業生と比較してみると、進学希望者が5年前に比して17.3%増となり、反面、就職希望者が17.3%の減となっている。

このように、卒業生のほとんどが進学し、すぐ就職するということが著しく減少していることは全国的な傾向だとされている。しかし、進学する人はともかく、いろいろな事情で就職しなければならぬ人は、これから先未知の社会に突入するわけですが、9年間学んだことを基礎として、大志をいだきつつ、よき産業人に大成していただきたいと思ひます。

各学校別進路の状況 (12月1日現在)

進路の別 学校名	卒業 者数	高校 進学 者数	各種 訓練 学校 進学 者数	就職 希望 者数	() 内は 県内
第一中学校	377	329	25	23	(8)
第二中学校	163	139	10	14	(10)
東中学校	217	197	7	13	(9)
雪沢中学校	23	19	1	3	(1)
下川沿中学校	54	50	0	4	(2)
上川沿中学校	24	19	2	3	(0)
南中学校	103	75	12	16	(0)
成章中学校	118	89	18	11	(3)
花岡中学校	166	142	11	13	(1)
矢立中学校	74	69	4	1	(0)
合計	1,319人	1,128人	90人	101人	(34)

- ⑦プロパン 3件
- ⑧コタツ 2件
- ⑨その他 6件

救急車の出動状況

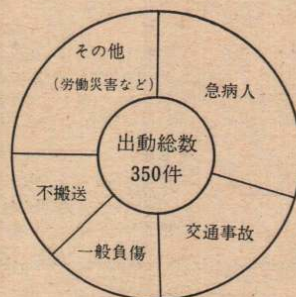
市の救急業務は、40年10月15日、ライオンズクラブから寄贈された救急車の配置によってはじまり、今年で8年目、年を追うごとに回数はうなぎ昇りに増えつつあります。

ちなみに41年から6年間の出動回数を年別に調べてみると、つぎようになります。

昭和41年	出動回数	117回
昭和42年	"	141回
昭和43年	"	192回
昭和44年	"	232回
昭和45年	"	331回
昭和46年	"	350回

この推移を見てみると、41年は3・1日に1回の出動であったのが、46年には、だいたい1日に1回出動していることになりま

事故別出動比



- ① 急病人 103件
- ② 交通事故 70件
- ③ 一般負傷 47件
- ④ 労働災害 18件
- ⑤ 運動競技 6件
- ⑥ 自損行為 5件
- ⑦ 火災 1件
- ⑧ 犯罪 1件
- ⑨ その他 56件
- ⑩ 不搬送 43件

また、年別による事故の種別を見ますと、10代から20代までの交通事故が最も多く、30代から40代がそれにつづいています。

以上が46年中の消防災害白書から、数字をいくつか挙げておきますが、交通量の激増にとともに、救急回数も増えることと推測されるこの頃ですが、緊急を要しない病人の出動要請は、できるだけ遠慮していただきたい。と市の消防署では願っています。

統計調査員を表彰



2月9日、市長室において、永年にわたり統計調査員として統計事務に協力していただいた次の方々、市長から表彰状が贈られました。(敬称略)

- 菅原 栄 (宇東台205)
- 田山日良夫 (沼館字神館5)
- 田村吉彦 (芦田字芦田子154)
- 平泉 万 (赤石宇屋布南33)
- 加賀谷敬孝 (比内前田字前田25)
- 中山久五郎 (猿間字丹内下96)
- 菅原隆二 (山館字羽立24の1)
- 阿部勇雄 (花岡町字根井下174)
- 若公義雄 (白沢字寺ノ下上段25)
- 鳴海正富 (北神明町7の5)

相続放棄とは

新聞や雑誌の「法律相談」の欄で、「夫は商売をしていて、その死亡後に、親せきから自分の知らない借金をしてしまった。夫には財産はないので、あとに残されたものにはこれを支払う力がないのだが、どうしたらよいか」といった相談を見受けま

す。このような相談に関する問題は、一生のうち、その程度もあることではありませんが、いざとなると正確な知識を持っていないため、親族間でもめごとが起きて気まぐらくなったり、遺族があとまで経済的に苦しんだりすることがあります。

そこで今回は、相続に関する問題——とくに格別財産もないのに負債が多くあり、このままでは苦しい思いをするような場合、どうすればよいかをお話ししよう。

相続放棄とは

現在の相続に関する法律によると、たとえば結婚して子どもがある人が死亡しますと、その人の財産は残された妻と子が、また、妻のいない場合にはその両親あるいは兄弟が原則として無条件、無制限に相続することになります。

この場合、相続される財産——遺産には、その人に属していた権利義務のいっさいが含まれますので、家、土地、現金などのほか、取引先や知人などに対する売買代金や借金のような負債も含まれることになりま

す。そこで、遺産の内容に負債が多すぎない場合や、多少の負債があっても、それに見合うだけの十分な財産がある場合ならば、あまり問題はないのですが、前の例のように財産が少なく負債が多いようなときには、困った問題がでてくるわけだ

です。つまり、あとに残された妻子や老いた両親などが、夫や子の死亡によって、突然いろいろな義務を負うことになり、相続した財産では足りずに、自分の資産や収入から負債を返さなくてはならなくなるから

です。こうした不合理をなくするための一つの手法が「相続放棄」という手続きです。これは、相続人が自分が相続人になったことを知った時から3か月以内に「自分はこの相続をしません」ということを家庭裁判所に申し出て——これを相続放棄の申述とい

います——相続により受けつぐ権利と義務のいっさいを放棄してしまふこと

です。この手続きが完了すると、申述した遺族は死んだ方の財産や負債とは無関係になりま

◆相続放棄の申述をするには

す。手続きは別にむずかしいものではなく、死亡した方の住所地の家庭裁判所に行き、窓口で用意してある用紙に記入して署名押印するだけで、受け付けてもらえます。

必要な書類

- ・自分と死亡した人の戸籍簿本が各1通
- ・費用は約300円ぐらいで済みます。
- ・このようにして相続放棄の申述が行なわれますと、家庭裁判所はその申述が相続人の本当の意志なのかなど、必要なことを調査したうえで、正式にこれを受理し、手続きは完了

します。以上の手続きを済ませておきますと、遺族は必要に応じて裁判所から、放棄したことの証明書をもらうことができます。

青少協だより

子どもの問題は、大人の問題

まさにボウリングブームである。県内でも、小・中学生のボウリングが問題になっているが、当市では、学校側の意見として小・中学生の場合体力的、経費的なことから子ども向けでない事、さらに、友だち間の気心の問題や病みつきになる恐れなどを理由に、友だちとはもちろん、保護者同伴でも不可という形をとり、いろいろな方法で保護者に協力を求めてきました。

しかし、1月18日、補導委員がボウリング場を巡回したところ、沢山の子どもたちが見えるので、その子どもたちに聞いてみると、親と一緒にだということも多かつたわけで、子どもたちは夜は出あらない事になってはいたはずなのに……と親たちの心なさを残念に思えてならない。

ボウリング場側では、ボウリングは健全娯楽ということで子どもたちの入場を歓迎しているようであるが、このことをただ喜んでばかりいられない事も事実なので、保護者の再考をうながしたいと思います。

国民健康

保険証を更新

古い保険証と引き替えに

大館市の国民健康保険に加入している世帯には、保険証が交付されていますが、この保険証の使用有効期限は、3月の31日までになっています。

このため、市では4月1日以降に使用する新しい保険証を古い保険証と引き替えに下記の日程で加入者の皆さんに交付することになりました。

新しい保険証がなければ、4月1日以降、各医療機関で診療を受けられませんので、古い保険証をご持参のうえ、お受けとってください。

なお、指定日は1日だけになっていますが、この日、都合によって来られない方のため、3月31日に市役所で交付するよう、日程をとっております。

Table with columns: (交付場所), (交付月日), (交付地区名). Lists various locations like 十二所出張所, 大滝集会所, etc., and their corresponding delivery dates and areas.

(注) ① 時間 午前9時～午後4時
② 古い保険証を必ずご持参ください。

執務時間を変更

3月1日から、市役所の執務時間がつぎのように変更になります。

- 日曜日から金曜日まで
午前8時30分～午後5時
(昼休み午後零時～午後1時)
土曜日
午前8時30分～午後零時30分

母子・か婦家庭への

貸付制度

母子・か婦家庭のお子さんが進学するときや就職するときに、修学資金などの貸付制度があります。借入を希望する方は、福祉事務所にお申し込みください。

Table with columns: (1) 修学資金, (2) 住宅資金. Lists school types and loan limits.

貸付限度額 30万円
貸付対象となるのは、10㎡以上の増改築に必要と認められるものに限る。その他補修・改造に必要とする場合は15万円を限度とする。この制度は、4月1日から実施します。

固定資産課税台帳の縦覧

昭和47年度固定資産課税台帳(土地、家屋、償却資産)の縦覧を、つぎの日程で行いますので、ご覧ください。
なお、縦覧によって、課税台帳に記載された事項に不服がある場合は、3月30日までに、固定資産評価審査委員会に審査の申し出をすることができます。

縦覧日程

Table with columns: 縦覧期日, 場所, 時間. Lists dates from 3/1 to 3/20 and locations like 本庁税務課.

Table with columns: 縦覧場所, 縦覧日, 対象地区, 縦覧時間. Lists specific locations and times for viewing.

市税納付のお願い

46年度の市税の納期は、2月で全部終わりました。まだ、納めていない方がおりましたら早やめに納めてくださるようお願いいたします。

所得税の確定申告

—3月15日まで—

昭和46年分所得税の確定申告の受け付けが、26日から始まっています。
昨年の所得金額の合計額が基礎控除、配偶者控除、扶養控除、社会保険料控除など所得控除の合計額より多い人については、3月15日までに確定申告をしなければなりません。
また、源泉徴収された税額や、予定納税をした税額が納め過ぎになっている人は、確定申告をして税金の還付が受けられます。早めに申告をして還付を受けてください。

(大館税務署)

住居表示実施区域内

—建物新築の際は届け出を—

住居表示の実施区域内に建物を新築、改築、移転したときは、必ず住居表示の届出をしてください。市ではその届け出によって、新しい住居表示の番号をつけます。

- 届出の方法
用紙および届出先は、市民課資料整備係へ
届出に必要なものは、届出人の印鑑およびその建物の確認申請の写し、

この届出により、市では現地調査のうえ、新しい住居番号をお知らせします。宅地造成をするときは、前もって相談してください。
くわしいことは、市民課資料整備係へ

住みよい街をつくるため

守ってもらいたいこと

- ごみ
収集日だけ出し「キチン」と整理しておいてください(附近の方が困っています)。燃えるごみの中に、燃えないごみを入れないでください。
尿
便所にビニール、布などを入れないでください。(処理機械にくだり込み、故障をおこしています)

市民の善意

1月中旬から2月中旬にかけて、老人ホームに寄せられた市民の方々のあたたかい善意です。厚くお礼を申し上げます。
◎嘉成兵吉氏(二井田中台)

- 大滝松屋支店 めいかん1箱 りんご1箱
◎軽井沢婦人会(会長柴田イマ)
切たんぼ料理一式、清酒、ジュース
果物など持参、舞踊などで慰問
◎大館理容師会青年部(古家部長)
部員12人による月例散髪奉仕
◎藤島氏(労災病院) 2,000円寄付
◎轟山和夫氏(曲田) 牛乳2斗寄贈
◎大風堂(片町) 焼リンゴ52人分

商工青年学級に

参加しよう

友をつくり語り合うのも青春!
一生懸命勉強するのも青春!
何をなすのもたった一度の青春!
商工ゼミ(学級)が中央公民館で開設されています。「おぼこ会」の名で話し合い、交流会、研修会、花づくり……と、26名の会員が幅広く活動してまします。お気軽に参加してみてください。
◆参加対象 市内に働く青年
◆開級日 毎月第1火曜日夜 第3日曜日
◆問い合わせ先 中央公民館
電話 2~4369

児童手当

請求は早やめに……

1月から児童手当の制度がスタートしました。この児童手当を受けることができる方は
▼18歳未満の児童を3人以上養育し、そのうちの1人以上が満5歳未満(47年1月1日現在)であること。
▼養育者の前年の収入が一定額に満たないこと。
となっており、該当者には、毎月3,000円の児童手当が支給されます。
なお、支給日は当初の特例として、1・2月分は3月に支給、3・4・5月分は6月に支給されます。以後は、毎年2~5月分は6月に、6~9月分は10月に、そして10~12月分は2月に支給されます。
▼請求は早めに福祉事務所
1月1日現在で該当するお子さんをお持ちの方は、3月31日までに請求の手続きをしてください。
▼手続きに必要なもの
年金の証書・健康保険証・印かん
▼1月2日以降に生まれた場合
3人目のお子さんが1月2日以降に生まれた場合は、2月から。また、2月中に生まれた場合は3月からそれぞれ該当しますので、出生と同時に手続きが必要です。

相談所の開設

交通事故相談日 3月14・28日
社会保険相談日 3月21日
場所・市民相談室

中小企業の皆さんへ

機械を貸し付けします

- 47年度の中小企業機械貸付を希望する方は、市の商工課にお申し込みください。
◆対象者 市内に工場または事業所をもつ中小企業者で、市税を完納した者。
◆貸付機械類 工業用の生産、加工、試験または検査に使用する機械器具と装置。
◆貸付条件
⑦台数 一業者につき1台
⑧機械の価格 20万円以上、70万円まで
⑨貸付料 機械価格に6%を加算した金額
⑩償還期間 5年以内
⑪保証人 大館市民で保証能力のある者、2名
⑫譲渡 貸付料を全納したときは、無償で譲渡します。
◆申込期限 47年3月31日(金)まで
◆申込場所 市役所商工課(申込用紙は、商工課にあります)